

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第5回協議会 会議録要旨

日 時 平成14年7月29日（月）午後1時30分～
場 所 サンヒルズ安濃 保健福祉センター2階大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長

事務局 ただ今から、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会第5回協議会を開催いたします。

まず、新しく当協議会の委員になられた方をご紹介します。

河芸町市町村合併問題特別委員会委員長、石井 ^{いしい} ^{けんじ} 健二様です。よろしくお願いいたします。

本日、一志町さんについては一志町議会市町村合併調査特別委員会副委員長

^{なかがわ} ^{まさはる} の中川 正治様が代理でご出席です。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題に移ります。会長、議事をよろしくお願いいたします。

議 長 お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

前回の協議会でスケジュール等のお話をし、法定の協議会ということになれば、差し迫った日程という話をしました。

12月頃にはそれぞれの議会でご審議をいただかなくてはならないということがあり、あまり日がないとお感じになったと思います。

今日の議事ですが、議決をいただく議事としては監事の選任1つだけですが、いろいろと話して、協議をしていただく事項は大切なことが多いです。

先に事項書を見ていただいておりますので、お分かりいただけると思いますが、10月頃に予定しております住民の皆さんへの説明会を、各市町村で揃ってやっていこうということになりますと、住民の皆さん方からは合併後のイメージが分かりにくいという話をいただいております。私どもの役目としては出来るだけ統一をして、住民の皆さんにイメージを分かりやすくお話していかなければなりません。

ということはそれぞれの団体がやっている仕事を一度並べてすり合わせて、こういうところはこういう形で一つの形にイメージを持っていかなくてはなりませんので、若干事務局で作業をやってもらったこともあります。幹事会での検討でこういう形がいいというところまで検討できるのかもしれませんが、

それはあくまでも幹事会での考え方をご認識いただきたいと思います。

そういう材料を一度ご覧になっていただき、そしてそれぞれの団体、皆さんがたてご議論いただいて一つの形にしていく、これが次の協議会が9月5日でございますので、8月中に今日お出しするような事柄についてお考えいただきたいと思います。

細かいことも、例えば使用料、手数料がそれぞれ違うとか、税の問題もあります。個人住民税の均等割も違いますのでどうしようかということがあります。新しい団体になった場合の名前とか、合併の方式とか、非常に大事なこと、まああな問題等いろいろありますが、まだあまり整理されておられません。出来たところから順番に問題提起をさせていただきたいと思います。頭の中で皆さん整理をしていただいて、8月中の議論なり、9月に備えての議論をいただければと思います。

それでは早速議事に入らせていただきます。

最初は議案第11号、この協議会の監事の選任についてです。

監事については安芸郡、一志郡議長会の事務局を担当する町村の議会代表の方をお願いするということになっておりまして、安芸郡の議長会の事務局が河芸町さから安濃町に異動されましたので、それで改めてお決めいただくということになりました。

協議会の規則では委員の互選により定めるということになっておりますが、これまでの例でございますと安芸郡議長会事務局を担当いたします安濃町の議会の浅生吉平議長をお願いをして、推薦したいと思います。

よろしゅうございましょうか。

一 同 異議なし

議長 ありがとうございます。それでは皆さんご異議ないものと認めまして安濃町の議会の浅生吉平さんが当協議会の監事に選任され、これからお願いをすることになります。

浅生吉平議長、何か一言ご挨拶をございましたら、お願いします。

監事 よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。議事は申し上げましたように以上です。

ご協議いただきたいことに入ってまいります。

調整項目をいろいろと検討していくためにすり合わせていかなければなりません。その、すり合わせていくための基本的な考え方を事務局からご説明させ

ていただきます。基本的な考え方に則って、大綱は一つひとつの項目をそのように調節していこうということでございます。

しかし、調整項目の中にはいろんなものがございまして、あくまでも基本的大綱ということとご認識いただければと思います。それでは事務局お願いします。

事務局 それでは2ページの「すり合わせ協議の基本調整方針の考え方」についてご説明申し上げます。

「すり合わせ協議の基本調整方針の考え方」については現在各専門部会、または分科会でのすり合わせの事項の調整を行っているわけですが、本日の協議会でも一部先行調査項目の協議が始まることで、協議会での原則的な考え方や調整方針を決めた上で調整を行っていきたいと思います。

そこで統一した考え方を示すため、今回案を提出させていただきました。

まず、目的といたしまして、すり合わせが必要な項目の方針協議については構成市町村の住民の合併の判断、具体的協議材料として、仮に合併するとした場合の住民生活に及ぼす影響等を含め検討することを目的とします。

次に基本的な考え方は、すべての事務事業を今後どのように行っていくかということです。現行どおり各市町村で存続していくのか、一元化していくのか又は合併を機に廃止をするのかということです。

更に、一元化をする場合はどこかへ統合するのか、または新規に再編するのかです。また、一元化と廃止については合併時に行うのか、合併後に行うのかということでございます。

続いて協議の視点につきましては、

- (1) 地方分権時代であることを踏まえ、今後、行政はどのようにあるべきか
- (2) 構成市町村の住民の理解が得られるか
- (3) 合併後の市民生活が、より具体的、将来的な向上を目指していけるか
ということです。

次に具体的な調整方針としては、例外はあると思いますが、原則として、

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める
- (2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める
- (3) 負担公平の原則にたち、行政格差を生じないように努める
- (4) 健全な財政運営に努める
- (5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める
- (6) 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める

以上の6原則にたち、検討をお願いいたします。

なお、住民生活に影響のある項目については試算等を組み込むなど具体的に提示するものとし、住民の負担増を伴うものについては具体的な理由を明示するようにしております。

以上です、よろしくご協議願います。

議 長 基本的な考え方ですので、最初お話をした現行どおり、一元化か廃止かのパターンになるのは当然のことですが、それと具体的には1から6まで申し上げました原則で物事を考えていこうということであります。

本当に基本的なものですので、どれがどうというものでもないと思いますが、何かこういう観点も大事ではないかというご意見がありましたらお願いします。

よろしゅうございますか。

まあ、基本でございますので、次に個々のものが出てまいります。そのときにこの基本に合わせて、見ていただきましょう。

次に進めます。

事務局が先行して、いろいろ調査いたしました。すり合わせ協議資料について説明をしていただきます。

事 務 局 住民説明会用の先行調査事項についてご説明します。

先行調査項目につきましては、前回の協議会でご承認いただき先行調査を実施しているところです。本日は「手数料・使用料の取扱い」並びに「地方税の取扱い」の2点について、ご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

では、「協議資料1」の資料をご覧ください。

手数料・使用料の取扱いですが、資料1-1につきましては戸籍関係の手数料、資料1-2につきましては住民関係の手数料、資料1-3につきましては税務関係の手数料を調査したものであります。

戸籍関係手数料につきましては、各市町村が同額となっております。また、住民関係手数料と税務関係手数料につきましては、久居市・河芸町が200円、津市が250円で、その他の町村が300円となっております。手数料につきましては、住民の負担公平の原則から統一が必要と考えますので、差異のある住民関係手数料と税務関係手数料につきまして事例による影響額を試算しました。

資料に例示しました事例につきましては、平成13年度の発行実績数により事例ごとに影響額を計算したものです。

「手数料・使用料の取扱い」の総額としての影響額ですが、参考資料1で示しておりますように、事例1につきましては、久居市・河芸町の例による200円とした場合で、平成13年度実績に比べ23,266千円の減となります。

事例2につきましては、津市の例による250円とした場合で、1,046千円の

減となります。

事例 3 につきましては、芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村の例による 300 円とした場合で、21,173 千円の増となります。

7 月 24 日の幹事会での協議結果としましては、影響額や住民負担の観点から事例 1 で住民説明会に望みたいとの結果をいただいているところです。

また、各市町村で証明方法等の差異があるものにつきましては、専門部会での調整とさせていただきたいと考えております。

参考資料 2 として、平成 13 年度実績件数を集計しておりますので参考にさせていただきたいと思います。

つづきまして、地方税の取扱いについてご説明いたします。

今回は、地方税のうち、「個人市町村民税」、「固定資産税」、「法人市町村民税」の 3 種についてご審議をいただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、これ以外の地方税につきましては、「都市計画税」、「事業所税」等、取扱いについて大きな課題のあるものもございますが、資料の取りまとめ時間の都合上、今回ご審議いただく項目には含めておりませんので、あらかじめご了解くださいますようお願い申し上げます。

では、「協議資料 2」の資料をご覧ください。

資料 2 - 1 につきましては個人市町村民税を、資料 2 - 2 につきましては固定資産税を、資料 2 - 3 につきましては法人市町村民税をそれぞれ調査したものです。

資料 2 - 1 の個人市町村民税につきましては、

- (1) 納税義務者
- (2) 税率
- (3) 所得割の課税標準
- (4) 前納報奨金

の 4 つの比較項目のうち均等割税率と前納報奨金の取扱いが 11 市町村で異なっています。

均等割税率につきましては、津市は年額 2,500 円、その他 10 市町村は年額 2,000 円となっています。

個人市町村民税の均等割税率につきましては、ご存知のとおり、地方税法第 310 条で市町村の人口規模による標準税率が定められており、11 市町村の合併を想定した場合、その人口規模から標準税率は 2,500 円となります。

また、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条では、不均一課税について市町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限りすることが

できることとなっています。

これに関しまして、不均一課税の特例を適用した場合と標準税率を適用した場合の影響額を平成14年度課税状況により試算しました。

資料にお示しいたしました事例1が不均一課税を適用した場合の均等割税額の合計で、事例2が標準税率の年額2,500円を適用した場合の均等割税額の合計です。

影響額は、標準税率を適用した場合、不均一課税の特例を適用した場合に比べ年間25,426千円の増額となります。

参考資料1として各市町村別の試算数値を挙げており、資料3として根拠法令の抜粋を挙げておりますので参考にさせていただきたいと思います。

前納報奨金につきましては、交付率、限度額、端数処理の方法について市町村に差異があり、また久居市におきましては前納報奨金を交付していません。

なお、これに関する調整案につきましては、今後幹事会・専門部会で検討し協議会にお示ししたいと考えております。

つづきまして、資料2-2をご覧ください。

固定資産税につきましては、

- (1) 納税義務者
- (2) 税率
- (3) 免税点
- (4) 前納報奨金

の4つの比較項目のうち前納報奨金の取扱いが11市町村で異なります。

これにつきましても、個人市町村民税の前納報奨金と同様、調整案につきまして、今後幹事会・専門部会で検討し協議会にお示ししたいと考えております。

つづきまして、資料2-3をご覧ください。

法人市町村民税につきましては、

- (1) 納税義務者
- (2) 税率

の2つの比較項目のうち法人税割税率の取扱いが11市町村で異なります。

津市は、資本金1億円以下の場合12.3%、資本金1億円超の場合13.5%の超過税率を採用していますが、その他10市町村は一律12.3%となっています。

法人市町村民税の法人税割税率につきましては、地方税法第314条で標準税率及び税率の上限が定められており、また、市町村の合併の特例に関する法律第10条では、不均一課税について市町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限りすることができることとなっています。

これに関しまして、不均一課税の特例を適用した場合、津市の例を適用した

場合、及び標準税率を適用した場合の影響額を平成13年度調定実績により試算しました。

資料にお示しいたしました事例1が不均一課税を適用した場合の法人税割税額の合計、事例2が超過税率を採用した津市の例を適用した場合の法人税割税額の合計、事例3が標準税率の一律12.3%を適用した場合の法人税割税額の合計です。

影響額は、津市の例を適用した場合、不均一課税の特例を適用した場合に比べ、年間21,166千円の増額となり、一律12.3%の標準税率を適用した場合は、221,632千円の減額となります。

参考資料2として各市町村別の試算数値を挙げており、資料3として根拠法令の抜粋を挙げておりますので参考にさせていただきたいと思います。

7月24日の幹事会での協議結果としましては、個人市町村民税の均等割税率につきまして、かなりの市町村において、これまで行ってきた住民説明会の中で、個人市町村民税の均等割税率は、地方税法で人口規模により標準税率が年額2,500円と定められているものであり、合併後は2,000円から2,500円に上がることを説明済みであることを確認しております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまご説明いたしました、よろしくご審議というにはまだ少し時間がかかりますので、今、ご説明申し上げた内容がどうかというところをまずご質問などいただけたらと思います。

そういう点をいろいろと事務方に聞いていただいて、先ほども申し上げましたけれども、私は9月の初旬頃の協議会でもう少し先にいったらというように思います。

そう問題のないのもございますが、個々の項目だけをみても仕方がございません。大きな金額に影響のある法人の不均一課税というのもありますし、そういうおつもりでご覧いただきたいと思います。

事務局、それではいけませんか。

事務局 個々に事務事業の調整の必要なものが他にもたくさんございますので、いろんな意見をいただいたうえで、本当は一つずつ決めていただくのがいいと思います。ただ、1つ2つ見ただけでは全体の感覚が分からないということがありますので、住民説明会の時点までに、これでいくという形の資料を提出させていただきますので、一定の方向を決めるのはその時点でもいいかとも考えております。

議長 　ただいま事務局が申し上げたことと私が申し上げていることは少し違います。事務方の気持ちも分かります。たくさん項目がございますので、とにかく決められるものは先に決めていくという気持ちでしょうが、私は細かいところを一つずつやっていますと全体を間違えてしまいそうな気がします。

　とにかく大きく見て、全体をある程度把握していただいて、この問題はこう、あの問題はこうというほうが、間違いがないと思います。

　今日、決めてもいいではないかというものもあるとは思いますが、敢えて今日はパスして、全体を見てというつもりです。

　そう申し上げても日がございませませんが、事務局と私と申し上げていることが少し違うのは、その辺ということをご了解ください。

　それから事務局、たとえば合併をして不均一課税になったとき、定められた税収、収入より下がった場合の合併特例の考え方があれば、説明しておいてください。

事務局 　合併直後の臨時的経費に対する財政措置というのがございます。

　これは11市町村で算定いたしますと、30億円以下という形で5年間の合計額で普通交付税に上乗せをするという措置です。

　この中には行政水準、住民負担基準の格差是正等に要する経費、他に基本構想の策定、コンピュータシステムの統一、ネットワーク整備等行政の一本化に要する経費といたしまして、普通交付税により包括的に措置されるというものです。

　それからもう一つ、特別交付税措置というのがあります。合併年度、または翌年度から3年にわたり、特別交付税で措置をするというものです。

　これは4つばかりありまして、まず公共料金の格差是正、合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、公債費負担額格差の是正、土地開発公社の経営健全化などとございまして、金額的にはいろんな指数があり今はお示しできませんが、他市の例を見ますと大体14～5億になるのではないかと思います。

　住民負担の水準の格差というところについてもこういう形の措置が出来るかなと考えております。以上です。

一志町長 　日常行政に携わってありましても税の問題というのは難しく、ここで協議するというのはなかなか難しいと思いますので、これを持って帰って助役あるいは総務課長等と検討して、期限を決めていただきましたら、派遣職員を通じてなり各市町村の考え方を表明したらどうかと思います。

　それから1つだけ申し上げますと、前納報償金は私どもでは15年度から廃

止する予定でございます、若干の違いがあるので申し上げます。
以上です。

議長 皆さんいかがでしょうか。

税にしてもそれぞれ条例ものですから、新しい団体の議会でやっていただくなくてはなりません。準備段階で完全に決めてしまうわけにもいきません。

あくまでもお示しできるのは、住民の皆さんにご説明するときにこういうような1つのイメージでまとめ、これを中心にして、新市になれば議会でご議論ということになるだろうという数字です。

今、我々がこういう方向でといっても、それが決定するためには、きちんとした法定の手続きを受けなくてはなりません。

ここはそういう意味の法定ではございませんので、お互い常識的に考えていってという形になると思います。

いろんなことが重なり合ってきますので、説明を次に進めてもよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、合併に係る基本4項目の概要について、説明をお願いします。

事務局 基本4項目の概要についてご説明いたします。

合併協議に関わりまして、最も重要な基本4項目につきましてご説明いたします。

合併協定項目の中では、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の基本4項目が重要と考えられます。合併協議の事例を見ますと、この基本4項目で協議が難航する例が見受けられ、一番決着がつきにくい項目といえます。

これへの対応といたしましては、

合併協議の最初に基本4項目の方針を決めてしまうという方法（例：篠山市）

具体的な協議を立ち上げた上で、項目によっては十分な時間をかけて最終的な局面で決めるという方法（例：あきる野市）があります。

いずれにいたしましても、基本4項目が重要なポイントであることを踏まえ、協議会で適切に対応することが必要であります。

参考資料の5ページをご覧ください。

まず、合併の方式ですが、ご案内のとおり「新設合併」と「編入合併」の2とおりがございます。

近年の合併例では、篠山市、西東京市、さいたま市が新設合併の例でござい

ます。また、鹿嶋市、新潟市、潮来市が編入合併の例でございます。

新設合併とするか編入合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台となるものでありますので、優先して協議される事柄であると思います。

しかしながら、合併の方式は、選択の仕方によってはその後の協議にかなりの違いを生じますことから、慎重に判断する必要があります。

資料の 6 ページをご覧ください。

新設合併と編入合併の比較についてですが、例えば、新設合併ではすべての合併関係市町村長が失職、議会の議員も原則として全員が失職しますが、編入合併では編入する市町村の長及び議会の議員の身分は変わらず、編入される市町村長及び議会の議員は全員失職します。ただし、議会の議員に関しては合併特例法上の定数特例や在任特例を使うことができますが、これも新設合併と編入合併とではその定数や任期についても違いがあります。

このような相違点があることを踏まえたうえで、十分に議論し判断する必要があります。

資料の 10 ページをお願いいたします。

合併の期日も基本事項であります。

期日決定の要素として、住民への説明期間、協議項目の合意形成に要する期間、合併時の円滑な事務処理や引継ぎの利便性など住民生活への影響に配慮すべきであると思います。

また、各市町村の公的行事との関係や市町村長及び議員の任期なども総合的に勘案して決める必要があります。

過去の合併事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものでなく、それぞれの事情により定められております。

資料の 11 ページをお願いします。

合併期日を年度途中とした場合と年度変わりとした場合の比較をお示しいたしました。ご覧いただきたいと思います。

なお、合併期日が平成 17 年 4 月 1 日以降の合併施行となりますと、現行合併特例法の行財政上の優遇措置がなくなることを留意する必要があります。

次に、資料の 13 ページをお願いいたします。

新市の名称につきましても、基本項目であります。

これは、新設合併における合併協議の基本項目の中でも最も紛糾が予想される項目です。江田島や静岡・清水の例は皆さんご承知のことと思いますし、近くでは、愛知県の渥美郡 3 町合併協議においても新市の名称の調整がつかず、これまでの合併協議を白紙戻すことになりかねないとの報道があったところです。

新市の名称につきましては、全国の事例を見ましても、それぞれ地域の事情で定められておりますが、名称を定める方法については、

あくまでも協議会の中で協議して定めるのか

住民の意向を聞いて定めるのかの2とおりであります。

そして、住民の意向を聞く場合には、現在の市町村名を候補に含むか含まないのか、さらに意向を確認する対象を構成市町村の住民に限るのか、一切制限をせず公募するのかなどを検討する必要があると思います。

いずれにいたしましても、各市町村の歴史や文化の違いを認め合いながら協議を積み重ねて理解を深め、信頼関係をもとに定めていただきたい事項であります。

最後に資料の16ページをお願いいたします。

新市の事務所の位置も基本項目の一つであります。これも新設合併の場合になかなか決着がつかない事項であります。

しかしながら、現在では交通手段の発達、さらに情報通信手段の飛躍的な発展から、必ずしも事務所の位置が新市の中心と捉える必要はないと思われま

す。現在ある各市町村の庁舎の規模や建築年度、新市での活用方法等を鑑みて、効率的で機能的な役割分担を考慮して決定することが必要と思います。

資料に全国の例をお示しいたしましたので、ご覧いただきたいと思

います。以上、合併協議の基本4項目について、概要をご説明いたしました。この任意の協議会ではなかなかお決めいただくことができない内容であるとは思いますが、いずれ法定合併協議会が設立された場合には、ご協議いただかなければならない項目ですので、委員の皆様にはよろしくご理解いただきたいと思

議長 今、4つの項目というふうに説明を受けましたが、非常に難しく大事な問題です。これをまず先にきちんと決めるのか、それともこれは法定協議会もので先に送るのか。

任意の段階では非常に難しい問題です。あえて、この問題をどうしようかと事務局でもいろいろあったと思いますけれども、どっちみち避けるわけにはいかない問題ですので、きちんとこんなこと当たり前じゃないかということも含めて、ご認識をいただきたいと思って説明をしてもらいました。

ですから、1つ1つもう少し、資料の説明を受けたいと思うのですが、時間もございませんので、今の説明になったわけです。

どういたしましょうか。後のことは置いておいても、これをしっかりやっ

ていこうというのであれば、ご説明をさせますけれども、これを少しご覧いただき、私としても皆さんの希望を伺っておきたいと思う事柄です。

安濃町長　これは非常に大事な問題で、現状を見ておりますといろいろな事情があるように伺ってもおります。法定協議会で枠組みをしっかりとしてから、考えていただいていたほうがよいのではないかと思います。

議　長　法定協議会の前にこの任意の協議会があるわけで、任意から法定に移るといふ段階である程度合併に参加するかしないかということがはっきりする、もしくははしなくてはいけないかもしれません。

このメンバーでそのまま法定にというと、その間に議会の議決なんかがありますからいいかげんではだめだと思います。

基本的にはイメージを進めておかないと皆さんが市町村単位で説明に入る場合、この問題はどうかといわれたとき、やはり一つの方向性を持っていたほうがよいと思って伺いました。

久居市長　この合併方式の関係につきましては、私としましては議会の答弁でも編入合併、吸収合併をするつもりはないと申し上げてきています。あくまでも対等合併といたしております。新設合併、対等合併ということでしていただきたい。

議　長　今の久居市長のお考えのように、それぞれ議会で話してこられたことがあると思います。この4項目をめぐってそういうことがあればお伺いしたいと思います。

嬉野町長　私どもは3つの方向で勉強しています。この4項目ぜひ一日も早く決めていくのが基本だろうという提案だったと思います。

松阪の協議会でも申し上げましたが、松阪でも松阪市という名称をどうするかという議論になってきますと、私は今の1市4町の枠組みで決めていくなれば松阪市という名前は変えてもらおうと困ると主張させていただきました。

また津の協議会のほうでもこのままで枠組みが決まるようならば、津市というのは歴史、文化がありますから、新市名は津市という方向で固めていくべきではないかと思います。

ただ、50万都市構想で津、松阪を1つにということであれば、これは新しい名称で臨むべきだと思います。この協議会がこのままの形で決まるのであれば、津市という方向で議論していきたいと思います。

ただ、合併の期日とか事務所の位置については変更の余地があるのかもしれませんが、名前だけは三重県の津市はなくして欲しくないと思っております。

議長 任意の協議会の問題提起でございますので、とりあえず用意したものをずっとご説明したいと思います。では、先に進めます。

今回はいろいろとすり合わせていかななくてはならないものの中に条例・例規等がございます。全市町村の法規集を全部チェックして並べていかななくてはならないというような仕事がございます。

私の感じとしては合併というのは考えるほど、大事な問題が出てまいります。その都度ご相談ということになるのですが、この例規の整備につきまして、お諮りをしたいと思いますので、お願いいたします。

事務局 「例規整備に係る業務委託について」をご覧ください。

重点調整項目である例規整備については、合併を想定したスケジュールで行くと図のようなスケジュールになります。

整備の流れとして

表題比較表の作成

内容比較表の作成

事務事業実態調査の結果並びに、 の比較表に基づき、各部会、分科会での調整

の調整結果に基づき、例規原案の作成

法務担当において例規の審査

という流れになります。

業務については、構成市町村の数の多さからかなりの業務量があり、例規担当職員での作業が困難と考えます。このため基本的に業務委託で実施したいと考えております。

、 の作業については、約4ヶ月係ると考えますが、合併の是非を含めた調査研究するために必要となる資料の作成であり、現段階で行っても構成市町村全てで活用できる資料になると思われれます。

以降については、事務事業実態調査の調整の進み具合を見て、法定合併協議会になった1月以降検討したいと考えます。

今回は、 の作業について業者委託で実施することの了解を得たく提案します。

予算的には、 の作業を現段階で約250万円必要と考えます。この作業について当初予算の項目に掲げておりませんでしたので、現予算の中で執行し市町村負担金には影響しないように運用したいと考えております。

予算化については、しかるべき時期に補正をしたく考えておりますので、今回は、例規整備作業の方向性と、 の作業の業者委託の了解を得たく提案しました。

よろしくご協議のほどお願いいたします。

議 長 こういう仕事をしてくれるのはどこら辺ということをご説明ください。
どういうところが受託しているのかということをお願いします。

事 務 局 法規関係を取り扱っている会社ですが、名前は控えさせていただきたいので
すが。

議 長 控えなくていいじゃないですか、たくさん並べて入札しているのでしょうか。

事 務 局 第一法規、ぎょうせい、中央法規など、いくつかあります。
この辺から入札をして、決めたいと思います。

議 長 お聞きのとおりです、このような仕事をするのは皆さんのところにも出入り
していると思いますが、法規を扱っている会社です。

いかがでございましょうか。職員でやれないものかと聞いてみましたが、や
はり難しいようで、委託ということで作業を進めさせますので、ご了解くださ
い。

それでは次は10月からの住民説明会につきましてお話をし、ご意見をいた
だきたいと思います。

事 務 局 住民説明会の実施についてご説明いたします。

前回の協議会でご承認いただいたスケジュールのうち、10月からは始まり
ます住民説明会が近づいてまいりました。「住民説明会の実施について」とい
う資料をご覧ください。

住民説明会は、合併の意義や必要性を周知するには最も重要なものでありま
す。また住民の意見を聞く場としても必要不可欠だと思われれます。

つきましては、住民説明会を開催するに当たり、各市町村は住民の参加しや
すい方法を検討頂き、住民説明会を実施していただきたいと思います。説明会
配布資料や説明者用資料は、事務局のほうで準備を行いますが、会場準備から
説明者については、各市町村にお任せいたしたいと思います。

説明資料のイメージは、

圏域の状況

合併のメリット・デメリット

まちづくり基本構想中間とアンケート結果

財政と人口シミュレーション・合併効果の試算 想定問答集などです

現在事務局が検討している案ですので、実際とは多少相違があるかもしれません。

続きまして、裏面の説明会までの日程及びその内容を説明いたします。

これは、住民説明会までの日程とその後の法定協議会設立の議案を提出する12月議会までの日程をまとめたものであります。前回の協議会で12月議会の議決後1月に法定協議会を設立することが決まりましたので、その過程となる協議会・幹事会・まちづくり策定委員会の日程をまとめさせていただきました。

協議会関係では、次は9月5日午後1時30分より一志町とことめの里で行う予定です。内容としまして住民説明会用の資料の素案をご提示させていただきたいと思っています。その後9月30日午後3時より河芸町役場におきまして協議会を開催いたします。その協議会では、最終の住民説明会用の資料をお示しする予定です。尚その間9月議会が開催されますので、協議会は開催いたしません。尚その間9月議会が追加分及び修正案を送付させていただきますので、委員さんで確認を頂き、事務局まで報告をお願いいたします。

その後10月5日頃から月末を目途に各市町村で住民説明会の開催をお願いいたします。その内容のとりまとめをお願いするとともに構成市町村決定も決めていかなければならないと思います。

12月議会に法定協議会の議案を上程するには遅くとも11月中旬頃までには、協議会で決定をお願いしなければならないと考えております。

よろしくご協議のほどお願いいたします。

議 長 今、ご説明を申し上げました住民説明会の資料というのは、考えると頭が痛い。住民説明会でなるべくイメージをはっきりしようと思えば、ある程度具体的なことを入れた資料が要りますし、住民の意見を聞いてそういうものは決まってしまうものであるといわれれば、説明会のあとで皆さんの意見を聞いてとなります。どんな説明会がなされるのか会場の雰囲気もイメージを持ちまして、そこで話の出来るような資料を、事務局で知恵を出して作ってまいりたいと思います。

今度9月5日に提案をすると申しておりますので、ここまで作業をさせていただきたいと思います。なお、それぞれ皆さんのところから職員が出てきていらっしゃるから、なるべくご意見、日ごろお感じのことがあれば、その辺のルートを通じてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

河芸町議会 法定協議会というのは結婚でいう結納のような役割である。そのような重要なものに枠組みも決めず、先送りしては、法定に入ってから足並みが乱れ

て悔いが残るのではないか。

今日、決める必要はないにしても、9月5日に持ち帰って方向を出さないといけないのではないか。

議長 私もそれが気になります。今まで法定の協議会といっても集まったメンバーが決まって、それから以降気持ちが変わるのはなし、とはいきっておりません。でも、やはり今おっしゃったように任意から法定へ移る段階では、ある程度このメンバーでいこうという意味をもって法定に入っていく、こういうことだと思います。でなければ、それぞれの議会でご議論いただくときに肝心の枠組みが入っておりませんと議論しづらいし、住民にも分かっていただけない。

それでは、皆さんから法定に入ろうというお気持ちを、お伺いできる最終は10月の住民説明会を終わられて、その後はそういうようなお気持ちをいただいきたいと、急かすようですがそのように思っております。

香良洲町長 皆さんのお話を伺っておりますと全般的になるかと思いますが、私の意見として申し上げます。

事務的な歴史なんかの問題や住民負担の問題は、これはそんなに心配しなくてもデータの的にも出ておりますので、多分、乗り切れるだろうとそういうふうに思います。国の方針も住民負担は軽く、サービスの質は高くとなっております。我々もそれに沿っていけばいいのではないかと思います。

今、河芸町長がいわれたようにある程度の枠組みが出来てこないと難しい問題も出てまいります。

基本4項目は非常に重要ではないかと思えます。先の局長が話された新しい市の名前で合併自体が危なくなるようなことがあるわけです。

4項目というのは何よりも先にきちんと対応していかななくては後々、命取りになるような気がしてなりません。出来れば、9月いっぱいまで議会も終わりますので、ある程度各市町村が方向性を見つけて、そして10月の住民説明にはきちんとデータの的にも対応できるような形で進んで、12月の法定合併協議会へと移っていくのが、期間的にもすれすれの方向ではないかと思えます。

河芸町長 1月かけて町内を回っております。3回目ですけれども、次は10月。

もう少し津市を中心としたイメージを具体的に示し、そのときに合併する、しない含めて判断をしていただきます。

久居市長とは感覚が違うようです。

そういうふうな状況で説明会を回らせていただいております。したがって、次に示す資料というのは河芸町にとって大切なものです。

それで、会長も同じことをおっしゃっているような気がしますが、この協議会、事務局、幹事会を気にすることはないのではないか。とにかく、2～3ページの基本的な考え方がありますので。

事務局として作るのが大切だと思う。ある程度のものを作って、住民に判断してもらうしかないと思いますので、事務局も大変ご苦労でしょうが、よろしくお願ひしたい。

議長 どのメンバーでいこうということを住民説明会の前に決められるか、それは住民説明会を終えてから、法定の準備の前に決めるのか。

どちらにしても問題はありますが、いかがでしょう。

最後に住民に説明する資料がまとまるのが、9月30日の協議会で示される。それまでに枠組みを決めていただけますか。

香良洲町議会 住民説明会の前でしょう。枠組みを決めてから住民に話さないと説明にならないと思います。

美里村議会 枠組みを決めて説明するほうが、住民サイドに立てば分かりやすいと思います。枠組みを示さず説明しても、住民も判断するのに非常に困ると思います。

安濃町長 いろいろ考え方はあるかと思いますが、安濃町にとりましては2回目の地域住民懇談会を終了いたしました。非常に関心が高く、1回目に比べますとその辺の関心と合併後のまちづくり、自分たちの生活がどうなるかということ、こちら辺が今、分かりにくくなっているから、次の10月の説明会におきましてはいろいろなデータも揃えていただきたいという声がございます。

その中でどのような合併をしていくのか、現在の場合この不透明なところが枠組みの中でございますので、そういう1つの説明を十分聞かせていただいて、考えていきたいという声も多いです。したがって、説明会を終えて、説明会をしながら決めていきたい。

そういう方向性でございますので、あえて一言発言させていただきました。

一志町長 私どもは4町でもあり得るかどうかということも含めて、検討しようとしていますが、調査研究会であって、任意の合併協議会でもなんでもないということです。そういう方向に決めました。その中にはいろいろ思いがあり、温度差も大きいということもありました。

私は当面合併していく方向でこれまでの議論の中に入れておりませんが、明日の生活が不安では困ると、特に一部事務組合でどのような形になるのか、市

町村合併となると全部法人格を失うのですから、いったんは白紙になると債権債務があるのかどうか知りませんが、そういったものについての整理がどういうふうにつくのか、これが一番肝心なことではないか、私どもでは津市を中心とした一部事務組合、さらには久居市を中心とした一部事務組合がありますが、久居市さんがこの中に入っていかれると、はっきりと示されているように理解しております。

そうなりますと久居市が合併していく、津を中心としたこの中での議論がまた、必要なんじゃないかといろんなことを思います。

たとえば、粗大ごみの問題、あるいは一般ごみの処理問題にしても、し尿の問題にしても、明日から困るという問題が合併にはある。したがって、そういうところをまず安心な部分まで、突き詰めるべきであると、そしてそれは8月いっぱい主張しているわけです。

したがって、そういったことについても、たとえば久居市、津市と一緒にあって私どもだけが外れるといった場合、その一部事務組合は全体の中で、ご議論いただかないといかないと最終的には、そういうものではないかと、いろいろ突き詰めて考えていると、それが間違っているかどうかはわかりませんが、思っているわけです。

その整理を8月いっぱいにはして欲しいとこういう考え方を持っております。私の考えはこの中で枠組みに入っていきたいとはっきり思っています。そういう方向で整理の結果、どういうふうになりますか、わかりませんが。

4町村の話はやれるかどうか、また、どういうことになるのか住民の選択肢に加えるところということの中で検討しようということで一応、落ち着いているということをご理解いただきまして。

出来る限り、早いうちに結果を出したいと考えているわけです。

9月の末には整理をしなくてはならないのではないかと。私の議会では9月にはっきりと表明するといっておりますので、できるだけ早く基本4項目以外にも生活そのものがあるのだということをおもっていますので、ご理解いただきたい。

住民説明会の時にはこういう枠組みでいくということがいえるのが、一番望ましいと考え、努力したいと思っております。

議長 いかがでございましょうか。

嬉野町長 3つの方向と申し上げましたが、行政サイドから決めていければ、方向というのは決められるのですが、住民の皆さんと一緒に考えていこうというのが、基本ですから、住民の意見も十分把握していかななくてはならない。

私の周りというのははざまにあるということで、経済的な要素について、毎日の生活からの判断でも松阪意識が強い意見が出てくるわけです。

これをほおって、津でというわけにいきませんので、もうしばらく勉強会をさせていただきたいなと思います。

広域行政、事務組合の整理がどの方向で出来るかそれにかかっているのではないかと思う。それをもって住民に1つの理解を示すのも方法でないかと思っておりますが、今回、住民説明会10月のいっぱいということでございますので、このまま比較検討が出来るものを持って、住民の元へいけるかと思っております。これを終わると同時に枠組みをという方向でいきたいと思っております。

美杉村長 決定についてはリーダー性の問題とかあると思うのですが、この協議会で9月30日に協議会が開かれて、あれこれ説明を受けて、そして10月に説明をしていくとそういう中で、私の希望、考えとしては住民の方に説明をする中から、最終的な判断をさせていただきたい。

議長 ありがとうございます。確かに住民の意思を第一にすることは当然です。住民の意思をどのように把握しているかというのは我々、首長も議員の皆さん方も住民の代表として、選挙で選ばれて仕事をしておるわけですから。ただ1つの形を申し上げれば、我々は住民の意思を代表している。だから我々が1つの方向を決めれば、それで住民の考えている方向ともいえるし、また一方で直接民主主義という形で、間接的な代表ではなく物事を考えていったほうがいいのではないかという考え方にたてば、今、アンケート調査とかいろんなことをさせていただいていますが、それぞれの市町村の皆さん方がご自分の考えている方向での住民の意思の把握ということをしてもいいのではないかと。

白山町議会 結論から申せば、まず、津を中心としたこのメンバーでの合併で白山町の場合は、おそらく手を引くとかいうような結論にはならないと思います。

津を中心とした合併で今のところ住民の方からも、大体の納得はいただいていると思います。先ほどからいろいろ話が出ているように私は住民の説明会までに、ある程度の枠組みは、こういう枠組みでいくと決定されておれば、住民へも説明しやすい。

今もたびたび住民から聞かれるのは、津を中心とした合併はどの範囲で行くのかということです。確かに住民の説明会を持った場合、一番初めに出て、話題になるのはどのメンバーで合併していくのかということだと思っております。

私の考えとしては、説明会までに一定の枠組みはさせていただきたい。

河芸町議会 法定協議会という観点から、基本的な機構を決めるといのではないかと思います。河芸町、議会として今年7月27日に三重県の先進的な地域ということで、伊賀上野に行っていました。

3つか4つくらいの合併ですから伊賀のほうは5月くらいに法定合併協議会に入ろうとしておったところが、名張の市長が変わりまして、そこに入れて欲しいということになり、法定協議会が来年まで延びたということです。

来年になっても、名張市は住民投票で決めると、こういうことですから、まだ、いつにということはまだ決まってないということです。やっぱり法定協議会の意味合いというのは、枠組みがきちんと決まらないというのではおかしいのではないかと名張市の合併の関係で考えますと。

伊賀上野は待っているわけです。そういう面で、先延ばしするのではなくて、法定に入る前に枠組みをしないとすっきりしないのではないかと思います。参考までに申し上げました。

議長 ありがとうございます。ずっとお伺いしてまいりまして、ざっくばらんに申し上げて、嬉野、安濃、美杉が住民の意思を諮りかねておられるように拝察いたしました。

でも、皆さんのお気持ちは住民に説明をしていくときにいつまでたっても基本的な枠組みというのがはっきりしないと中途半端でなかなかとりにくい。

こういうふうなお考えも説明をしていく側としては当然だと思います。

今が、何月の末、8月、9月とこういう日があるわけですがけれども、ここでいろいろお三方を説得するつもりもございません。

皆さんのご意見を聞いていただいて、一度9月に形を決めていくまでに、ぜひ、もうひと考えしていただけたらと思います。

また、改めてとお伺いにまいりたいと存じますので、今日の雰囲気ぜひ、お考えをいただきまして、この問題についてはこれくらいだと思います。いかがでしょうか。

一同 異議なし

議長 次は先般、まちづくり基本構想策定委員会についてのご説明を致します。

事務局 第1回まちづくり基本構想策定委員会についてご報告いたします。

第1回まちづくり基本構想策定委員会を、去る7月15日にリージョンプラザで行いました。

当日は、協議会会長、池田副会長、幹事の方々が出席し、会長から委員への

委嘱状の交付、今後の委員会の目的及び予定などの説明、委員の新しいまちづくりについてのご意見の発表を行っていただきました。

10月の住民説明会で、基本構想中間案をお示しし、年内には最終案をまとめていけるよう、委員会でご検討をおこなっていただくことになっております。

なお、すでにお知らせはしておりますが、委員の名簿、さらに当日発表された委員のご意見を、資料としてお出ししておりますので、後でお目を通していただければと存じます。

まちづくり基本構想の策定にかかるアンケート調査入札結果について

「まちづくり基本構想の策定にかかるアンケート調査入札結果等」という資料をご覧ください。

前回の協議会でご了解いただいたこのアンケート調査については、さる7月12日に、21社の業者の参加による指名競争入札を行い、津市桜橋の株式会社NTTマーケティングアクト三重が落札し、728,805円で、契約を行いましたので、ご報告いたします。

今後は、7月30日にアンケートを送付し、8月10日締め切り、8月23日の結果報告という予定でありまして、この結果をまちづくり基本構想に反映してまいります。

続きまして、前回の協議会で8月21日に実施するとの報告をいたしました。が、シンポジウムの実施要領が決まりましたので、お知らせいたします。

「合併による21世紀の新しいまちづくり」と題しまして、8月21日(水)午後6時30分から津リージョンプラザお城ホールで実施いたします。

構成は、基調講演とパネルディスカッションに分けまして、まず、昨年1月に、旧田無市と旧保谷市が合併して西東京市が発足いたしました。が、旧田無市長の ^{すえき たつお}末木 達男 氏を講師に招き、その体験談を交えまして「合併によるまちづくり」と題してご講演をいただきます。

その後、三重大学人文学部長の ^{わたなべ ていじ}渡邊 悌爾 先生をコーディネーターにお願いいたしまして、パネルディスカッションを行います。

パネリストとして、講師の ^{すえき たつお}末木 達男 様、

経済界から津商工会議所の ^{とね ひろし}刀根 大士 様、

教育関係で津市教育委員の ^{なかの ゆきよ}中野 幸代 様、

市民活動団体から久居市の特定非営利法人「NPO ネットワーク in ポルタ」

代表の ^{くぼ}久保 ^{かつし}勝史 様

の 4 人をお願いして、「21 世紀の新しいまちづくり」について皆さんの意見を発表していただきます。

終了は午後 8 時 30 分ごろを予定しておりますが、各市町村におきましては、市町村長さんをはじめ、議員の皆さん、職員の皆さんの積極的なご参加をお願いしたいと思います。

議 長 次に次回協議会の日程について、事務局から報告をさせます。

事 務 局 次回協議会の日程について連絡します。

今回は、9月5日(木) 午後1時30分から一志町のとことめの里で開催を予定しております。

連絡事項は以上です。

議 長 本日予定されております事項は以上ですが、その他何かございましたら、せっかくの機会ですのでどうぞ。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。